

# 首都高速道路株式会社

## 第16回定時株主総会目的事項

### (報告事項)

第16期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

### (決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

資料3-1

第2号議案 取締役選任の件

資料3-2

第3号議案 退任取締役に対する  
退職慰労金贈呈の件

資料3-3

## 事業報告

〔 令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで 〕

## 1. 当社グループの現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益や雇用情勢等を中心に厳しい状況となりました。下半期においては、持ち直しの動きもみられたものの、経済の水準は新型コロナウイルス感染拡大前を下回った状態にとどまりました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、前期比10.5%減の89.6万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の予防対策としては、感染者発生時においても業務を継続するための体制を構築するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、対策を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は357,567百万円（前期比33.1%減）、営業損失は3,089百万円（前期は1,893百万円の営業利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は4,500百万円（前期比4,488百万円の減益）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

## 〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、ETC専用入口として横浜北線の馬場入口を運用しております。ETCの利用率は、令和3年3月平均が96.5%となり、前年同月比0.3%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、お客様センター、グリーンポスト及びお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見の各種改善への反映等により、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛の影響等に伴う利用交通量の減少等により、235,816百万円（前期比10.5%減）となりました。

高速道路の新設・改築については、新大宮上尾道路等4路線10.4kmの整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比52.6%減の111,187百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は347,155百万円（同30.3%減）となりました。

#### [駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し駐車、定期駐車及び月極駐車車の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,082百万円（同3.5%減）となりました。

#### [受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,519百万円（同87.8%減）となりました。

[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、八潮PA及び市川PAにおいて、リニューアル工事を実施する等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野付近の利便増進施設（令和2年9月に営業終了）、社宅跡地等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は4,439百万円（同8.2%減）となりました。



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	令和2年7月、11月	8億円

②有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	令和2年9月	140億円
第26回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和2年10月	360億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和2年12月	250億円
第27回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和3年2月	200億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和3年3月	100億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和3年3月	50億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は6,837百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：料金徴収施設の更新
- ・駐車場事業：都市計画駐車場施設(場内標識、照明設備等)の更新
- ・その他の事業：休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：ETC設備の更新

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失  
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
高速道路の用地管理業務等に係る連結子会社を次表のとおり設立しています。

名称	主な業務	出資比率(%)	設立日
首都高アソシエイト株	高速道路の用地管理等	100.0	令和2年12月21日

(8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 3 期 平成29年度	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和2年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	446,046	386,229	534,673	357,567
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	10,499	2,945	△11	△4,500
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	388.85	109.08	△0.43	△166.69
純資産額(百万円)	61,448	65,227	64,792	61,705
総資産額(百万円)	430,699	450,702	368,189	349,167

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 3 期 平成29年度	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和2年度 当事業年度
営業収益(百万円)	442,219	381,847	529,639	353,146
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	9,799	1,599	△1,254	△5,181
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	362.93	59.25	△46.47	△191.91
純資産額(百万円)	53,407	55,007	53,752	48,571
総資産額(百万円)	413,211	431,072	347,497	327,583

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

## (9) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2021－2023」に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

### [高速道路事業]

お客様に、より安全・安心に首都高をご利用いただけるよう、i-DREAMs<sup>®</sup>等の活用による効率的な維持管理、東品川栈橋・鮫洲埋立部、高速大師橋の特定更新等工事等を推進し、道路構造物の安全性を高めます。また、新たな更新需要に関する検討を進めます。さらに、首都直下地震、大雪、台風、大雨、トンネル火災への対応等、危機管理や災害対策を強化します。

お客様に、より快適に首都高をご利用いただけるよう、渋滞対策の着実な実施、混雑状況に応じた料金設定の検討など交通マネジメントに関する取組みを進めるとともに、新大宮上尾道路(与野～上尾南)事業の推進等によりネットワークの機能を強化します。また、効率的かつ着実な交通安全対策、多様化するニーズに対応した交通情報の提供を推進します。さらに、まちづくりと連携した日本橋区間地下化事業や脱炭素社会に向けた環境への取組みを推進します。加えて、5年後のETC専用化の概成に向けて、ETC専用入口を30箇所程度整備するとともに、2022年4月の新料金導入に向けて、各種手続き等を実施していきます。

生産性の向上・高度化、新たな価値の創出を図るため、次世代i-DREAMs<sup>®</sup>への進化やローカル5Gを活用した自営無線網の構築など、先進技術・DXを推進します。また、新技術・新材料を積極的に取り入れるとともに、将来を見据えた戦略的な技術開発に取り組めます。

来るべき東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において円滑な大会輸送に貢献するとともに、関連施策を確実に遂行します。

### [高速道路事業以外の事業]

安定した収益基盤の確立のため、駐車場事業の強化・拡充、首都高ならではの新たなPA事業やまちづくり・不動産事業等を推進します。また、土木コンサルティング事業、メンテナンス事業、用地補償コンサルティング事業等の受注拡大を図ります。特に、InfraDoctor<sup>®</sup>やInfraPatrol<sup>®</sup>について、空港・鉄道等の他のインフラ事業への事業領域の拡大を推進します。

## (10) 主要な事業内容(令和3年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

## (11) 主要な事業所(令和3年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京東局	東京都中央区
神奈川局	神奈川県横浜市神奈川区
更新・建設局	東京都千代田区

## (12) 従業員の状況(令和3年3月31日現在)

## ①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	4,233	84名増
受託事業	[282]	[36名減]
駐車場事業	111	1名増
その他の事業	[63]	[2名減]
全社(共通)	161	-
	[-]	[-]
計	4,505	85名増
	[345]	[38名減]

注1：臨時従業員数は、[ ]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状態

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 126	4名増	44.1	18.4

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高アソシエイト(株)	90	100.0	高速道路事業(用地管理等業務)
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(令和3年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
農林中央金庫	291
信金中央金庫	93
(株)みなと銀行	87
(株)みずほ銀行	83
(株)SMBC 信託銀行	78

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(令和3年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株  
(3) 当事業年度末の株主数 : 7名  
(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総 数に対する持株数 の割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	ささき しんいち 佐々木 眞一	
代表取締役社長	みやた としたか 宮田 年耕	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	まえだ のぶひろ 前田 信弘	
代表取締役	てらやま とおる 寺山 徹	
取締役	たにもと ゆたか 谷本 裕	
取締役	いのうえ まこと 井上 誠	
監査役（常勤）	おおつか たかし 大塚 尚	
監査役（非常勤）	はまだ みちよ 浜田 道代	
監査役（非常勤）	ともえ まさお 巴 政雄	
監査役（非常勤）	たかた としゆき 高田 俊之	

注1：取締役佐々木眞一氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。

注2：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注3：代表取締役大島健志氏、取締役金井甲氏、監査役上野正史氏は、令和2年6月26日退任いたしました。

注4：監査役浜田道代氏は、会社法・経済法分野の大学教授・公正取引委員会等の経験から企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5：監査役巴政雄氏は、東急株式会社の財務部門において長年の経験を有しており、CFO（最高財務責任者）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

	佐々木眞一	大塚尚	浜田道代	巴政雄	高田俊之
① 当事業年度における主な活動状況	別記 1	別記 1	別記 1	別記 1	別記 1
② 社外役員の報酬等の総額	別記 2	別記 2	別記 2	別記 2	別記 2

別記 1：社外取締役佐々木眞一氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、定期的に実施している業務報告の場等において、長年にわたる会社経営・技術分野等での豊富な経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行う等の当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を適宜行っております。  
令和2年6月26日に選任された社外監査役大塚尚氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役高田俊之氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役浜田道代氏については、当事業年度開催の取締役会すべて及び監査役会13回のうち12回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役巴政雄氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち11回及び監査役会13回のうち11回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 2：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	8名	101百万円	-	-	101百万円
監査役	5名	29百万円	-	-	29百万円
計	13名	131百万円	-	-	131百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注2：上記には、令和2年6月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名に対する報酬を含んでおります。なお、令和3年

3月31日現在の支給人数は取締役6名、監査役4名です。

注3：上記のほか、令和2年6月26日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対し、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役1名 6百万円

- (4) その他会社役員に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### (5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### (6) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

### (7) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	5 9 百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 4 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

注3：当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (8) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成27年5月21日）

#### 首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

#### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。  
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。  
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的開催する。  
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。  
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。  
当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。  
監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

1 0. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

1 1. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。

1 2. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

1 3. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。

1 4. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

## (2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の報告等を行った。  
また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保するよう努めた。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及びグループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。  
入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「権限規則」等による職務権限や意思決定ルールの特明確化、取締役会決議を経て決定している「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や講習会等を実施した。  
また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させるため、「アラームネット」（内部通報制度）を運営している。  
内部監査については定期的実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。  
また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとしている。

8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。  
内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。  
なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取り締役から監査役への協議を行っている。
10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
定期的開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。  
また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。
11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
定期的開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。
12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
方針に基づき、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。
13. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。
14. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的に意見交換を行っている。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比比率並びに10頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

## 附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細  
事業報告12頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりです。

連結貸借対照表

令和3年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金			16,907
高速道路事業営業未収入金			48,198
未収入金			9,563
有価証券			75,000
たな卸資産			
仕掛道路資産	121,399		
貯蔵品	565		
その他のたな卸資産	<u>320</u>	122,285	
受託業務前払金			609
前払金			4,079
その他			1,516
貸倒引当金			<u>△ 144</u>
	流動資産合計		278,016
II 固定資産			
有形固定資産			
建物	20,070		
減価償却累計額	<u>△ 8,593</u>	11,477	
構築物	34,697		
減価償却累計額	<u>△ 14,756</u>	19,941	
機械及び装置	45,314		
減価償却累計額	<u>△ 25,044</u>	20,269	
車両運搬具	7,775		
減価償却累計額	<u>△ 5,582</u>	2,193	
工具、器具及び備品	5,023		
減価償却累計額	<u>△ 3,057</u>	1,965	
土地		7,808	
リース資産	474		
減価償却累計額	<u>△ 325</u>	148	
建設仮勘定		<u>1,426</u>	65,233
無形固定資産			
リース資産		10	
その他		<u>2,351</u>	2,361
投資その他の資産			
投資有価証券	516		
敷金	1,498		
繰延税金資産	1,011		
その他	<u>529</u>	<u>3,556</u>	
	固定資産合計		<u>71,151</u>
	資産合計		<u><u>349,167</u></u>

負債の部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	35,135
一年以内返済予定長期借入金	7,699
リース債務	82
未払金	14,277
未払法人税等	596
預り金	308
受託業務前受金	2,053
前受金	95
賞与引当金	1,604
その他	8,225

流動負債合計

70,079

II 固定負債

道路建設関係社債	96,000
道路建設関係長期借入金	74,684
その他の長期借入金	16,859
リース債務	127
役員退職慰労引当金	189
退職給付に係る負債	29,234
その他	287

固定負債合計

217,381

負債合計

287,461

純資産の部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	37,752

株主資本合計

64,752

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	△ 3,570
その他の包括利益累計額合計	△ 3,570

III 非支配株主持分

523

純資産合計

61,705

負債・純資産合計

349,167

連 結 損 益 計 算 書  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

I 営業収益		357,567		
II 営業費用				
道路資産賃借料	159,785			
高速道路等事業管理費及び売上原価	190,100			
販売費及び一般管理費	<u>10,770</u>	<u>360,656</u>		
营 業 損 失				3,089
III 営業外収益				
受取利息	1			
土地物件貸付料	59			
助成金収入	34			
その他	<u>195</u>	290		
IV 営業外費用				
支払利息	32			
立退料	17			
その他	<u>51</u>	<u>101</u>		
経 常 損 失				2,899
V 特別損失				
臨時損失	50			
減損損失	638			
原状回復費	100	<u>788</u>		
税金等調整前当期純損失				3,688
法人税、住民税及び事業税				843
法人税等調整額				<u>△ 40</u>
当期純損失				4,491
非支配株主に帰属する当期純利益				<u>8</u>
親会社株主に帰属する当期純損失				<u><u>4,500</u></u>

連結株主資本等変動計算書  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	42,253	69,253	△ 4,975	△ 4,975	514	64,792
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 4,500	△ 4,500				△ 4,500
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,405	1,405	8	1,414
当期変動額合計	—	—	△ 4,500	△ 4,500	1,405	1,405	8	△ 3,086
当期末残高	13,500	13,500	37,752	64,752	△ 3,570	△ 3,570	523	61,705

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項
    - (1) 連結子会社の数  
連結子会社の名称  

16 社

首都高トールサービス西東京(株)  
首都高トールサービス東東京(株)  
首都高トールサービス神奈川(株)  
首都高パトロール(株)  
首都高カーサポート(株)  
首都高技術(株)  
首都高メンテナンス西東京(株)  
首都高メンテナンス東東京(株)  
首都高メンテナンス神奈川(株)  
首都高電気メンテナンス(株)  
首都高ETCメンテナンス(株)  
首都高機械メンテナンス(株)  
首都高アソシエイト(株)  
首都高高速道路サービス(株)  
首都高保険サポート(株)  
首都高パートナーズ(株)

このうち、首都高アソシエイト(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。
  - (2) 非連結子会社の名称等  
非連結子会社  
インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合  
(連結の範囲から除いた理由)  
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- 2 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の関連会社数  

0 社
  - (2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券(時価のないもの)  
移動平均法による原価法を採用しております。
    - ② たな卸資産  
仕掛道路資産  
個別法による原価法を採用しております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
  - 貯蔵品  
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
主として定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
  - ② 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- ③ リース資産  
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法  
 道路建設関係社債発行費  
 支出時に償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法  
 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法  
 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用の費用処理方法  
 その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
- ③ 収益及び費用の計上基準  
 道路資産完成高及び道路資産完成原価  
 工事完成基準を適用しております。
- 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用  
 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ④ 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務  
 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債96,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務455,078百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。  
 なお、当該債務のうち、社債に係る債務284,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 併存的債務引受  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が50,000百万円、道路建設関係長期借入金が60,765百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち765百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債50,000百万円及び道路建設関係長期借入金60,000百万円については、併存的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 130 百万円

## (連結損益計算書に関する注記)

- 1 臨時損失  
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 50 百万円

- 2 減損損失  
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県横浜市ほか	休憩所施設等	建物	579
		構築物	6
		工具、器具及び備品	23
		無形固定資産	26
		その他	2

当社グループは、高速道路事業固定資産については、首都高速道路全体で自動車交通上密接な関連のある道路網として機能し、独立したキャッシュ・フローを生み出していることから、全体を1つの資産グループとしており、高速道路事業以外の固定資産については、事業管理単位ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、休憩所事業の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの見込であるため、休憩所施設等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(638百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当該資産の売却予定額等に基づいて評価しております。

- 3 原状回復費  
与野利便増進施設の営業終了に伴う原状回復工事費 100 百万円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

## (金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が大部分を占めており、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金の一部は変動金利であります。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間が最長5年と短いため、金利の変動リスクは低くなっております。

その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であります。返済期限までの期間が短いため、金利の変動リスクは低くなっております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,907	16,907	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	48,198 △ 144		
	48,053	48,053	-
(3) 有価証券	75,000	75,000	-
資産計	139,963	139,963	-
(1) 高速道路事業営業未払金	35,135	35,135	-
(2) 道路建設関係社債	96,000	95,973	△ 26
(3) 道路建設関係長期借入金	77,123	77,094	△ 28
(4) その他の長期借入金	22,120	22,121	0
負債計	230,379	230,324	△ 54

(\*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金  
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金  
高速道路事業営業未収入金はすべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 有価証券  
有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金  
高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債  
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金  
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	516

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	16,907
高速道路事業営業未収入金	48,198
有価証券	75,000
合計	140,107

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	40,000	56,000	-
道路建設関係長期借入金	2,439	-	-	25,000	49,000	684
その他の長期借入金	5,260	4,261	5,098	5,000	2,500	-
合計	7,699	4,261	5,098	70,000	107,500	684

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,266円 02銭
1株当たり当期純損失金額	166円 69銭

貸借対照表  
令和3年3月31日

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		7,160	
高速道路事業営業未収入金		48,198	
未収入金		8,354	
未収収益		0	
有価証券		75,000	
仕掛道路資産		120,742	
貯蔵品		236	
受託業務前払金		646	
前払金		2,205	
前払費用		243	
その他の流動資産		687	
貸倒引当金		<u>△ 144</u>	
流動資産合計			263,331
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,184		
構築物	19,322		
機械及び装置	20,196		
車両運搬具	906		
工具、器具及び備品	483		
土地	268		
リース資産	2		
建設仮勘定	<u>907</u>	45,272	
無形固定資産			
リース資産	1		
その他	<u>448</u>	<u>450</u>	45,722
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,562		
構築物	167		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	69		
建設仮勘定	<u>189</u>	2,988	2,988
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	71		
構築物	9		
工具、器具及び備品	0		
土地	<u>1,502</u>	1,583	
無形固定資産			
		<u>0</u>	1,584
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	26		
構築物	0		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	<u>4</u>	31	31
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,051		
構築物	38		
機械及び装置	37		
車両運搬具	28		
工具、器具及び備品	386		
土地	<u>5,901</u>		
リース資産	20		
建設仮勘定	<u>120</u>	10,584	
無形固定資産			
リース資産	3		
その他	<u>728</u>	<u>732</u>	11,317

vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0
vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,204		
投資有価証券	486		
敷金	904		
その他の投資等	12		
		<u>2,607</u>	
固定資産合計			<u>64,252</u>
資産合計			<u><u>327,583</u></u>

負債の部

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	46,886		
一年以内返済予定長期借入金	7,699		
リース債務	30		
未払金	4,331		
未払費用	12		
未払法人税等	176		
預り金	145		
受託業務前受金	2,053		
前受金	73		
前受収益	7		
賞与引当金	980		
その他の流動負債	6,322		
		<u>6,322</u>	
流動負債合計			68,719
II 固定負債			
道路建設関係社債	96,000		
道路建設関係長期借入金	74,684		
その他の長期借入金	16,859		
リース債務	5		
退職給付引当金	22,715		
役員退職慰労引当金	29		
		<u>29</u>	
固定負債合計			<u>210,293</u>
負債合計			<u><u>279,012</u></u>

純資産の部

I 株主資本			
資本金			13,500
資本剰余金			
資本準備金			
		<u>13,500</u>	
資本剰余金合計			13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	13,585		
別途積立金	8,741		
繰越利益剰余金	△ 756		
		<u>21,571</u>	
利益剰余金合計			21,571
株主資本合計			48,571
純資産合計			<u><u>48,571</u></u>
負債・純資産合計			<u><u>327,583</u></u>

損 益 計 算 書  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	235,816		
道路資産完成高	111,187		
受託業務収入	1		
その他の売上高	<u>150</u>	347,155	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	159,785		
道路資産完成原価	114,810		
管理費用	78,944		
受託業務費用	<u>1</u>	<u>353,543</u>	
高速道路事業営業損失			6,387
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	760		
駐車場営業雑収入	<u>433</u>	1,194	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,054	<u>1,054</u>	
駐車場事業営業利益			139
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	1,171	1,171	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	933	<u>933</u>	
休憩所等事業営業利益			237
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	105	105	
2. 営業費用			
高架下事業費	93	<u>93</u>	
高架下事業営業利益			11
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	3,519	3,519	
2. 営業費用			
受託業務費用	3,473	<u>3,473</u>	
受託業務事業営業利益			46
全事業営業損失			<u>5,952</u>
VI. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	0		
受取配当金	737		
土地物件貸付料	56		
雑収入	<u>109</u>	903	
VII. 営業外費用			
支払利息	31		
立退料	17		
雑損失	<u>19</u>	<u>68</u>	
経常損失			5,117
VIII. 特別損失			
臨時損失	50	<u>50</u>	
税引前当期純損失			5,167
法人税、住民税及び事業税		14	
法人税等調整額		<u>-</u>	14
当期純損失			<u><u>5,181</u></u>

株主資本等変動計算書  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

首都高道路株式会社  
(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
				安全対策・ サービス高度化 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	14,281	8,925	3,546	26,752	53,752	53,752
事業年度中の変動額									
安全対策・サービス高度化 積立金の取崩				△ 695		695	-	-	-
別途積立金の取崩					△ 184	184	-	-	-
当期純損失(△)						△ 5,181	△ 5,181	△ 5,181	△ 5,181
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 695	△ 184	△ 4,302	△ 5,181	△ 5,181	△ 5,181
当期末残高	13,500	13,500	13,500	13,585	8,741	△ 756	21,571	48,571	48,571

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
    - ② その他有価証券(時価のないもの)  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法を採用しております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
    - ② 貯蔵品  
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

  
なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法  
道路建設関係社債発行費  
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
    - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
    - ③ 過去勤務費用の費用処理方法  
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
  - (1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価  
工事完成基準を適用しております。
  - (2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務  
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債96,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額  
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産42,204百万円、駐車場事業固定資産3,267百万円、休憩所等事業固定資産100百万円、高架下事業固定資産32百万円、各事業共用固定資産4,128百万円であります。
- 3 保証債務  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務455,078百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。  
なお、当該債務のうち、社債に係る債務284,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 併存的債務引受  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が50,000百万円、道路建設関係長期借入金が60,765百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち765百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債50,000百万円及び道路建設関係長期借入金60,000百万円については、併存的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 130 百万円  
短期金銭債務 12,043 百万円
- 6 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 130 百万円

## (損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 1,460 百万円  
仕入高 62,865 百万円  
営業取引以外の取引による取引高 748 百万円
- 2 臨時損失  
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 50 百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	44 百万円
賞与引当金	300 百万円
退職給付引当金	6,955 百万円
役員退職慰労引当金	9 百万円
未払事業税	51 百万円
繰越欠損金	1,848 百万円
その他	582 百万円
繰延税金資産小計	9,790 百万円
評価性引当額	△ 9,790 百万円
繰延税金資産合計	- 百万円

## (道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から令和47年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	160,165 百万円
1年超	9,062,223 百万円
合計	9,222,389 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有)直接26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払(注1)	50	—	—

- (注1) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。  
 (注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市	5,649,107	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)(注2)	159,785	高速道路事業営業未払金	17,245
									高速道路事業営業未収入金	5,984
							道路資産完成高	111,187	高速道路事業営業未収入金	18,728
							道路資産完成原価	114,810	—	—
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額(注3)	110,765	高速道路事業営業未払金	16
							借入金等の連帯債務	債務保証(注3)	455,078	—
	資金の借入	資金の借入(注4)	824	道路建設関係長期借入金	3,123					

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。  
 (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、令和2年3月27日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、令和2年7月8日付及び令和3年3月25日付で一部変更しております。なお、これによる当事業年度の道路資産賃借料の支払額の変更はありません。  
 (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。  
 (注4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。  
 (注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,798 円93銭
1株当たり当期純損失金額	191 円91銭

## 独立監査人の監査報告書

令和3年6月1日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島康晴 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱口慎介 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤陽子 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

令和3年6月1日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 口 慎 介 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び2020事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月10日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大塚 尚 ⑩

監査役（社外監査役） 浜田 道代 ⑩

監査役（社外監査役） 巴 政雄 ⑩

監査役（社外監査役） 高田 俊之 ⑩

## 第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、当期の高速道路事業の損失（安全対策・サービス高度化に資する事業に係る額及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金を除く。）については、別途積立金の一部（3,669 百万円）を取り崩させていただきたいと存じます。

高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、自己資本の充実に努めたいと存じます。よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

## 記

## 剰余金の処分に関する事項

## (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	3,669,297,635円
-------	----------------

## (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,669,297,635円
---------	----------------

以 上

第 2 号議案 取締役選任の件

取締役宮田年耕氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者藤井健氏は、取締役宮田年耕氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
ふじい たけし 藤井 健 (昭和 34 年 1 月 7 日生)	昭和 58 年 4 月 建設省採用 平成 18 年 7 月 同 土地・水資源局土地情報課長 平成 19 年 4 月 長崎県副知事 平成 23 年 8 月 国土交通省大臣官房参事官 (会計担当) 平成 24 年 7 月 同 大臣官房会計課長 平成 25 年 8 月 同 大臣官房審議官 (国土政策局担当) 平成 26 年 7 月 同 関東地方整備局副局長 平成 28 年 6 月 同 国土政策局長 平成 29 年 7 月 同 退職 平成 30 年 1 月 株式会社東急総合研究所顧問 現在に至る	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

## 第 3 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任する取締役宮田年耕氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
みや た とし たか 宮 田 年 耕 (昭和 24 年 10 月 27 日生)	平成 24 年 9 月 首都高速道路株式会社取締役常務執行役員 平成 25 年 10 月 同 代表取締役専務執行役員 平成 28 年 6 月 同 代表取締役社長 現在に至る